

令和5年度熊本県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱

(目的)

第1条 低所得のひとり親世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領」(「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について」(令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知)別紙)に基づき、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 熊本県(以下「県」という。)は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)に対し、給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

一 令和5年3月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)

二 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)、又は法第6条の規定に基づく熊本県知事(以下「県知事」という。)の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者(以下「公的年金給付等受給者」という。)

①当該者(法第4条第1項第1号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付
---	--

<p>養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第 2 条の 4 第 6 項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>②当該者（①に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第 9 条の 2 で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）</p>
<p>③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第 10 条又は第 11 条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）</p>

三 申請時点において、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当に係る法第 6 条の規定に基づく県知事の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第 9 条から第 11 条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、第 2 号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後 1 年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前二号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

四 第二号に規定する公的年金給付等受給者又は第三号に規定する家計急変者に該当する者であっても、令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

五 第一号から第三号までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和5年3月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和4年度予備費閣議決定日（令和5年3月28日）以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
<p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 県は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）の金額は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給の申込み等)
第4条 県は、児童扶養手当受給者に対し、給付金(ひとり親世帯分)の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金(ひとり親世帯分)の受給の拒否を届け出ることができる。

3 県知事は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

(児童扶養手当受給者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給の方式)

第5条 児童扶養手当受給者に対する県による給付金(ひとり親世帯分)の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第三号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第一号又は第二号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一 児童扶養手当口座振込方式 令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

二 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が住所地の町村を經由して県に前号の指定口座の変更の届出を提出し、県が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

三 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、県が指定する窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金(ひとり親世帯分)に係る県の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに県知事が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までの間で県知事が別に定める日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)の申請及び支給の方式)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けようとする者(以下「給付金(ひとり親世帯分)申請者」と

いう。)は、別紙様式第3号の申請書(以下「給付金(ひとり親世帯分)申請書」という。)により申請を行う。

2 給付金(ひとり親世帯分)申請者による申請及びこれに基づく県による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第三号に掲げる方式は、給付金(ひとり親世帯分)申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第一号又は第二号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送等申請口座振込方式 給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)申請書を郵送等により給付金(ひとり親世帯分)申請者の住所地の町村を經由して県に提出し、県が給付金(ひとり親世帯分)申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口申請口座振込方式 給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)申請書を給付金(ひとり親世帯分)申請者の住所地の町村の窓口を經由して県に提出し、県が給付金(ひとり親世帯分)申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口交付方式 給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)申請書を郵送等により給付金(ひとり親世帯分)申請者の住所地の町村を經由して、又は当該町村の窓口を經由して県に提出し、県が指定する窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 県知事は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに別紙様式第4号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 県知事は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は給付金(ひとり親世帯分)申請者の住所地の町村の窓口で提示させること等により、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他県知事が別に定める方法により適当と認める者とする。

(給付金(ひとり親世帯分)申請者に対する支給の決定)

第9条 県知事は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金(ひとり親世帯分)

申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知）

第10条 県知事は、給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 県知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金（ひとり親世帯分）申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 県知事が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、県が把握する令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金（ひとり親世帯分）の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 県知事が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 県知事は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。